

栃木県イノシシ管理計画（五期計画）の概要

栃木県環境森林部自然環境課

- 前期計画の生息数半減目標を達成(見込み)。当面の捕獲目標を 4,600 頭/年とし、農業被害低減や豚熱等拡大防止を図る。
- 引き続き「防護」、「環境整備」、「捕獲」の3本柱で対策に取り組むことにより、人とイノシシのすみ分けを図る。

1 計画の目的

科学的・計画的な管理により、人とイノシシとのすみ分けをし、農林業等被害の軽減及び生物多様性の保全を図る。

2 計画期間と計画区域

- (1) 令和 6(2024)年 4 月 1 日～令和 12(2030)年 3 月 31 日(6 年間)
- (2) 県内全域(25 市町)を対象

3 現状と課題

- (1) 分布域が拡大することにより全市町で生息が確認されるようになり、市街地出没や河川敷の周辺の農地等における被害が懸念される(図1)。
- (2) 捕獲数は、豚熱が発生した R3 に大きく減少したが、R4 は増加傾向にある。農業被害額は減少傾向であるが、獣種別では約 5 割を占めている。さらにイノシシは繁殖能力が高いことから、引き続き捕獲の手を緩めることなく、対策に取り組む必要がある。(図2)。
- (3) 豚熱対策や今後国内への侵入が懸念されるアフリカ豚熱への対策が必要不可欠である。
- (4) 捕獲の担い手である狩猟者の減少や高齢化に伴い、引き続き狩猟者の確保・育成及び負担軽減に向けた対策が必要である。

令和 4(2022)年度

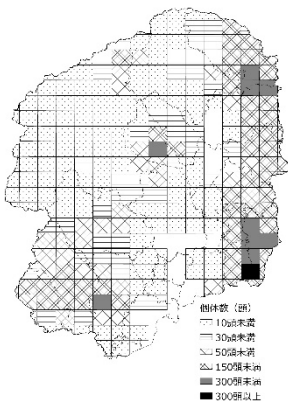


図1 生息数分布(1メッシュは約5km×5km)

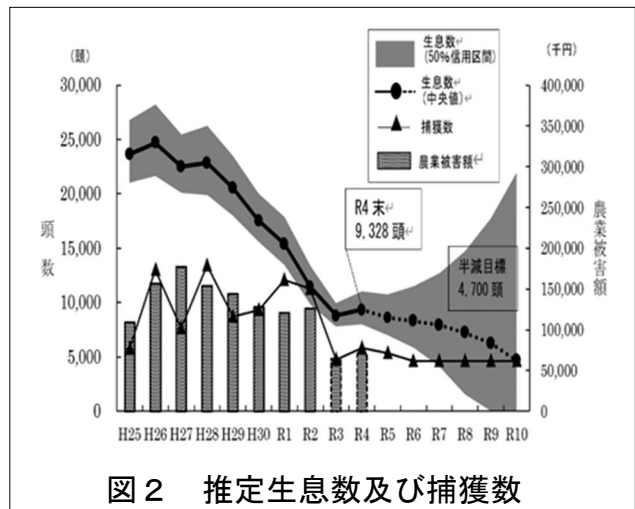


図2 推定生息数及び捕獲数

4 管理において留意すべき事項

(1) 生態

シカと異なり、森林内で生息している限りは人との軋轢はほとんど生じず、農地等や市街地等の人間の生活圏に出没することで農業被害や人身被害等が発生する。好適な環境では個体数が急激に増加する。

(2) 総合的な対策

すみ分けを図るためには、守るべき農地に防護柵を設置し(防護)、併せてイノシシの隠れ場所や移動手段となる耕作放棄地や河川敷のヤブ等を解消し(環境整備)、被害を発生させている個体(特に繁殖可能な個体)を優先的に捕まえること(捕獲)が重要である。

5 基本的な対策の方針

(1) 地域ぐるみの総合的な対策の推進

(2) 効果的な捕獲の推進

6 講ずべき主な対策

対 策	内 容
(1) 防護	<p>①守るべき農地に侵入防止柵を設置する。</p> <p>②農業被害額は減少傾向にあるものの、依然県内の農業被害は獣種別でイノシシが全体の約5割を占めていることから、農業集落アンケートを活用した被害の状況の把握と対策の評価を行い、対策すべき地域を抽出し、(3)の地域ぐるみの対策につなげる。</p>
(2) 環境整備	農地に接する里山林、耕作放棄地、河川のヤブ等を整備する。
(3) 地域ぐるみの対策	専門家の活用により住民主体の総合的な対策を推進するとともに広く周知する。
(4) 捕獲	<p>①捕獲目標の設定 当面の捕獲目標を4,600頭/年に設定し、次回の生息数推定の結果や捕獲の状況等を考慮し令和8(2026)年度に見直す。</p> <p>②有害鳥獣捕獲・個体数調整の推進 農業被害の軽減を図るためには農地周辺での捕獲を、生息数を減少させるためには繁殖可能個体の捕獲を徹底する。</p> <p>③狩猟による捕獲の促進 くくりわな直径規制解除の区域を拡大するとともに、狩猟期間の延長、シ・イシのみ狩猟ができる狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定を引き続き実施する。</p> <p>④指定管理鳥獣捕獲等事業等の実施 県域レベルの観点で捕獲圧が不足していると考えられる地域において、県自らが捕獲を実施する。 茨城県、栃木県、群馬県及び埼玉県にまたがる渡良瀬遊水地においては、4県で令和4(2022)年に設立した「渡良瀬遊水地連携捕獲協議会」による調査・捕獲等の対策を推進していく。</p>
(5) 捕獲体制の整備	<p>①新たな担い手の確保 被害を受けている農林業者、若者等の免許取得・狩猟者登録を支援する。</p> <p>②捕獲の省力化・効率化 ICTを活用したスマート捕獲技術やその他の効率的捕獲手法について、実証・普及を行う。</p> <p>③円滑な捕獲に向けた連携強化 円滑な捕獲に向けて、市町・捕獲従事者等が緊密に連携を図る。</p>
(6) その他	<p>①市街地等出没による人身被害の防止 連絡体制の整備、基本的な対応の定期的な確認、演習等を行う。</p> <p>②豚熱等対策 捕獲の強化とともに、豚熱経口ワクチンの散布、狩猟者への消毒資材の配布、浸潤状況調査(サーベイランス)の実施等防疫対策を引き続き実施。</p> <p>③鳥獣被害対策実施隊の設置促進 市町が被害防止計画に則した実効性のある対策を行うため、鳥獣被害防止特措法に基づく実施隊の設置を促進する。</p>